

支援が必要な家庭・児童生徒への対応に係る教員・専門スタッフの主な役割

平成29年10月3日
学校における働き方改革特別部会
資料4

いじめ等の生徒指導における教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの主な役割

※下線・斜体字については週数日の短時間勤務が多い現状において、十分な対応に課題があるもの

	教員			スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
	学級担任	生徒指導主事(教頭・副校長)	養護教諭		
法的根拠	○ 教諭は、児童の教育をつかさどる(学校教育法第37条第11項)	○ 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる(学校教育法施行規則第70条第4項)	○ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる(学校教育法第37条第12項)	○ スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する(学校教育法施行規則第65条の2)	○ スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する(学校教育法施行規則第65条の3)
主な専門性	○ 児童生徒に対して、日常的に、教科指導、特別活動及び教育相談を通じた児童生徒の理解、健全な成長の促進、自己指導能力の育成	○ 生徒指導に関する学級担任への指導・助言、管理職や関係機関との連絡・調整等組織的な実施の統括 ○ 通常とは異なる対応が必要な個別事案の対応	○ 健康観察、救急処置や健康診断などの保健管理、健康相談や保健指導を通じた児童生徒の健康の保持増進	○ 心理の専門家として、行動観察、教育相談を通じた児童生徒の心理的課題の把握及び心理的知見・技術に基づく課題解決の支援 ○ 現状では、週数日の短時間勤務や、いじめや自殺等の事案が生じた場合は集中的な勤務で支援	○ 福祉の専門家として、行動観察・教育相談等を通じた児童生徒の福祉的な課題の把握、福祉的知見・技術に基づく課題解決の支援 ○ 関係機関とのネットワークの構築、連携調整 ○ 現状では、週数日の短時間勤務や、緊急の対応が生じた場合は集中的な勤務で支援
予防	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (指導) ○ いじめに向かわない態度・能力の育成、学級づくり (支援) ○ 日々の見守りや異変の発見 ○ 保護者との連携、情報の交換 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (指導) ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力した対応 (支援) ○ 校内を見回中での見守りや異変の発見 ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力した対応 ○ 心理的ケア	(保健室を利用する児童生徒) (支援) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (支援) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u>	(全体又は特定の児童生徒) (支援) ○ <u>(貧困、児童虐待の背景が見られる場合)</u> ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u>
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、情報共有の働きかけ ○ 校内研修の計画・実施 ○ 教職員が連携して対応する際の中核 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>学校や地域の情報収集や見立て(アセスメント)に基づく学校・地域の体制の整備</u>
いじめ発生後	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (加害) ○ いじめの中止 ○ 事実関係の把握 ○ 反省や改善、再発防止に向けた指導 ○ 保護者への連絡、連携(家庭訪問等) ○ 心理的ケア (被害) ○ いじめからの保護 ○ 事実関係の把握 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携(家庭訪問等)	※学級担任の支援 (加害) ○ いじめの中止 ○ 反省や改善、再発防止に向けた指導 ○ 保護者への連絡、連携 ○ 心理的ケア (被害) ○ いじめからの保護 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携 ○ マスコミ等の対応	(保健室を利用する児童生徒) (加害) ○ 心理的ケア (被害) ○ いじめからの保護 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (加害) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施) (被害) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施)	(全体又は特定の児童生徒) (加害) ○ <u>(貧困、児童虐待の背景が見られる場合)</u> ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> (被害) ○ <u>(貧困、児童虐待の背景が見られる場合)</u> ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u>
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言 ○ 医療等の専門機関の紹介、相談提案	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言

		教員			スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
		学級担任	生徒指導主事(教頭・副校長)	養護教諭		
不登校	登校しぶり	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 居場所のある学級づくり ○ 日々の見守りや異変の発見 ○ 保護者との連携、情報の交換 ○ 心理的ケア 【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援	(全体又は特定の児童生徒) ○ 学校での居場所づくり ○ 校内を見回る中での見守りや異変の発見 ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力的対応 ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報集約、情報共有の働きかけ ○ 校内研修の計画・実施 ○ 教職員が連携して対応する際の中核 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	(保健室を利用する児童生徒) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	(全体又は特定の児童生徒) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	(全体又は特定の児童生徒) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>学校や地域の情報収集や見立て(アセスメント)に基づく学校・地域の体制の整備</u>
	欠席がち	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 課題の把握(面談等) ○ 学習指導、学校生活における支援 ○ 保護者との連携、情報の交換(家庭訪問等) ○ 欠席がちな児童生徒に配慮した学級運営 ○ 心理的ケア 【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援	※学級担任の支援 ○ 学校での居場所づくり ○ 学級担任と協力的対応 ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	(保健室を利用する児童生徒) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	(全体又は特定の児童生徒) ○ <u>状況の把握(面談等)</u> ○ <u>心理的ケア(高度)</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	(全体又は特定の児童生徒) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u>
	相当期間欠席	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 生活・学習状況の把握(家庭訪問等) ○ 学習支援 ○ 保護者との連携、情報の交換(家庭訪問等) ○ 欠席している児童生徒に配慮した学級運営 ○ 心理的ケア 【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援	※学級担任の支援 ○ 学校での居場所づくり ○ 学級担任と協力的対応 ○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	(保健室を利用する児童生徒) ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報共有、相談	(全体又は特定の児童生徒) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	(全体又は特定の児童生徒) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u>
予防	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (指導) ○ 自殺予防教育の実施 (支援) ○ 居場所のある学級づくり ○ 日々の児童生徒の見守りや異変の発見 ○ 保護者との連携、情報の交換 ○ 心理的ケア 【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	※学級担任の支援 (指導) ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力的対応 (支援) ○ 学校での居場所づくり ○ 校内を見回る中での児童生徒の見守りや異変の発見 ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力的対応 ○ 心理的ケア	(保健室を利用する児童生徒) (支援) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (支援) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u>	(全体又は特定の児童生徒) (支援) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>学校や地域の情報収集や見立て(アセスメント)に基づく学校・地域の体制の整備</u>	
自殺	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (指導) ○ 自殺予防教育の実施 (支援) ○ 居場所のある学級づくり ○ 日々の児童生徒の見守りや異変の発見 ○ 保護者との連携、情報の交換 ○ 心理的ケア 【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	※学級担任の支援 (指導) ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力的対応 (支援) ○ 学校での居場所づくり ○ 校内を見回る中での児童生徒の見守りや異変の発見 ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力的対応 ○ 心理的ケア	(保健室を利用する児童生徒) (支援) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	(全体又は特定の児童生徒) (支援) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	(全体又は特定の児童生徒) (支援) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u> ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>学校や地域の情報収集や見立て(アセスメント)に基づく学校・地域の体制の整備</u>	

	教員			スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
	学級担任	生徒指導主事(教頭・副校長)	養護教諭		
事後	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 遺族の保護者への連絡、今後の対応の相談 ○ 他の児童生徒への伝達、心理的ケア 同様の事例の発生防止 ○ 他の児童生徒の保護者への連絡 ○	※学級担任の支援 ○ 遺族の保護者への連絡、今後の対応の相談 ○ 他の児童生徒への伝達、心理的ケア 同様の事例の発生防止 ○ 他の児童生徒の保護者への連絡 ○ マスコミ等の対応 ○	(保健室を利用する児童生徒) ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施)	(全体又は特定の児童生徒) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ 課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等) ○ 生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施 ※いずれも未遂の場合
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言 ○ 教職員のメンタルヘルスの維持 ○ 医療等の専門機関の紹介、相談提案	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言 ※いずれも未遂の場合
予防	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (指導) ○ 規範意識の育成 (支援) ○ 日々の児童生徒の見守りや異変の発見 ○ 保護者との連携、情報の交換 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (指導) ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力した対応 (支援) ○ 校内を見回中での見守りや異変の発見 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力した対応 ○ 心理的ケア	(保健室を利用する児童生徒) (支援) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (支援) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u>	(全体又は特定の児童生徒) (支援) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ <u>課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u>
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、情報共有の働きかけ ○ 校内研修の計画・実施 ○ 教職員が連携して対応する際の中核 ○ スクールソーシャルワーカー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>学校や地域の情報収集や見立て(アセスメント)に基づく学校・地域の体制の整備</u>
暴力行為・非行行為	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) (加害) ○ 加害行為の中止 ○ 事実関係の把握 ○ 反省や改善、再発防止に向けた指導 ○ 保護者への連絡、連携 ○ 心理的ケア (被害) ○ 加害行為からの保護 ○ 事実関係の把握 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携	※学級担任の支援 (加害) ○ 加害行為の中止 ○ 事実関係の把握 ○ 反省や改善、再発防止に向けた指導 ○ 保護者への連絡、連携 ○ 心理的ケア (被害) ○ 加害行為からの保護 ○ 事実関係の把握 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携 ○ マスコミ等の対応	(保健室を利用する児童生徒) (加害) ○ 心理的ケア (被害) ○ 加害行為からの保護 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) (加害) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施) (被害) ○ 状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施) ○ 心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施)	(全体又は特定の児童生徒) (加害) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ 課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等) ○ 生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施 (被害) (貧困、児童虐待の背景が見られる場合) ○ 課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等) ○ 生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し ○ 警察や福祉機関等が参加するサポートチームへの参加、連携	○ 児童生徒の情報共有 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言 ○ 医療等の専門機関の紹介、相談提案	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言

	教員			スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
	学級担任	生徒指導主事(教頭・副校長)	養護教諭		
貧困・児童虐待	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 日々の見守りや異変の発見 ○ 事実関係の把握 ○ 保護者への連絡、相談 ○ 心理的ケア	※学級担任の支援 ○ 校内を見回る中での見守りや異変の発見 ○ 特に注意が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力した対応 ○ 保護者への連絡、相談 ○ 心理的ケア	(保健室を利用する児童生徒) ○ 健康観察、救急処置、健康診断や健康相談による児童生徒の見守り、異変の発見 ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) ○ 希望者に対する児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度) ○ <u>全ての児童生徒の面談による見守り、異変の発見、心理的ケア(高度)</u>	(全体又は特定の児童生徒) ○ 校内を見回る中での見守りや異変の発見 ○ 課題がみられる児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等) ○ 生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、情報共有の働きかけ ○ 校内研修の計画・実施 ○ 教職員が連携して対応する際の中核 ○ スクールソーシャルワーカー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言 ○ 医療等の専門機関の紹介、相談提案	○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した支援 ○ 児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言
地震等の災害やその他事件・事故等に伴う対応	【児童生徒に対する活動】 (担任する学級の児童生徒) ○ 安否確認、状況の把握 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携	※学級担任の支援 ○ 心理的ケア ○ 保護者への連絡、連携 ○ マスコミ等の対応	(保健室を利用する児童生徒) ○ 心理的ケア	(全体又は特定の児童生徒) ○ <u>状況の把握(状況に応じて家庭訪問も実施)</u> ○ <u>心理的ケア(高度)(状況に応じて家庭訪問も実施)</u>	(全体又は特定の児童生徒) ○ <u>(貧困、児童虐待の背景が見られる場合)児童生徒やその家庭の状況の把握(面談、家庭訪問等)</u> ○ <u>生活保護や児童相談所等福祉制度・機関につなげる支援策の立案・実施</u>
	【他の教職員に対する活動】 ○ 児童生徒の情報共有、相談 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 児童生徒の情報集約、共有 ○ 教職員の体制の構築と対応の指示 ○ スクールカウンセラー等の専門家と学級担任との橋渡し	○ 児童生徒の情報共有 ○ 身体的・心理的なケアに関する助言 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>問題事象の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u> ○ <u>教職員のメンタルヘルスの維持</u> ○ <u>医療等の専門機関の紹介、相談提案</u>	○ <u>児童生徒の情報共有、相談</u> ○ <u>他の教職員と連携した支援</u> ○ <u>児童生徒の家庭における課題の理解や対応方法に関する他の教職員への助言</u>

※学校教育法等の法令や文部科学省通知等を基に作成

特別支援教育における教員・外部人材の主な役割

	教員			特別支援教育支援員	就労支援コーディネーター	言語聴覚士、作業療法士、理学療法士	医療的ケアのための看護師
	学級担任	通級指導担当教員・特別支援学級担任	特別支援教育コーディネーター				
法的根拠	○ 教諭は、児童の教育をつかさどる（学校教育法第 37 条第 11 項）	○ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、（略）特別支援学級を置くことができる。（学校教育法第 81 条第 1 項） ○ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、（略）障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、（略）特別の教育課程によることができる。（学校教育法施行規則第 140 条）					
主な専門性	○ 学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する日常的な指導や支援の実施	○ 通級による指導や特別支援学級における児童生徒への指導の実施 ○ 学級担任との連携を通じた特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援	○ 特別支援教育に関する教職員への指導・助言、関係機関との連絡調整、保護者からの相談窓口など、学校全体としての対応の総括	○ 食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、発達障害等の児童生徒に対する学習活動上の支援	○ 特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援	○ 言語聴覚士、作業療法士、理学療法士の専門性を活かし学校で障害のある児童生徒を支援、教員への研修・助言	○ 学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒に対し、医療的ケアを実施
特別支援教育の実施	【児童生徒に対する活動】						
	(担任する学級の児童生徒)	(指導を行う児童生徒)	(全体又は特定の児童生徒)	(全体又は特定の児童生徒)	(全体又は特定の児童生徒)	(全体又は特定の児童生徒)	(全体又は特定の児童生徒)
	○ 発達障害をはじめとする見えにくい障害の発見 ○ 児童生徒や保護者等からの合理的配慮の提供に当たっての相談対応及び合意形成に向けた建設的対話	○ 児童生徒や保護者等からの合理的配慮の提供に当たっての相談対応及び合意形成に向けた建設的対話	○ 特別な支援を必要とする児童生徒の支援内容の決定・見直し（通級による指導、特別支援学級等） ○ 児童生徒や保護者等からの合理的配慮の提供に当たっての相談窓口	○ 日常生活上の介助 ○ 発達障害等の児童生徒に対する学習支援 ○ 児童生徒の健康・安全確保	○ 就労支援に関するハローワーク・障害者就業・生活支援センター等との連絡・調整 ○ 就労先・就業体験先の開拓 ○ 就業体験時の巡回指導	○ 専門的視点から児童生徒の実態を把握 ○ 保護者からの自立活動に関する相談への対応	○ 児童生徒に対する医療的ケアの実施 ○ 保護者への医療的ケアに関する助言

	教員			特別支援教育支援員	就労支援コーディネーター	言語聴覚士、作業療法士、理学療法士	医療的ケアのための看護師
	学級担任	通級指導担当教員・特別支援学級担任	特別支援教育コーディネーター				
特別支援教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を必要とする児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導（教室での指導、ICTを活用した指導、訪問教育等） ○ 保護者との日頃からの情報共有 ○ 学級等の他の児童生徒や保護者への説明 ○ 看護師の指示のもと医療的ケアをフォロー ○ 交流及び共同学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通級における指導や特別支援学級における一人一人の教育的ニーズに対応した指導（教室での指導、ICTを活用した指導、訪問教育等） ○ 保護者との日頃からの情報共有 ○ 学級等の他の児童生徒や保護者への説明 ○ 看護師の指示のもと医療的ケアをフォロー ○ 交流及び共同学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の児童生徒や保護者への説明 ○ 医療的ケアの実施に当たっての組織的な体制整備 ○ 保護者、医療機関、近隣の特別支援学校との連携体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の健康・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者手帳の取得による雇用枠を利用した就労についての必要な知識や情報を保護者に提供し、具体的な就労に向けた支援方法について教員と連携し支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導について教員と連携し支援 	
	【他の教職員等に対する活動】						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーへの相談 ○ 合理的配慮の提供に関する合意形成に向けた建設的対話の状況の校内委員会等への報告・共有 ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用・管理 ○ 進級時・進学時における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ ○ 交流及び共同学習の計画・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内委員会における専門的な知識を有する者としての支援の提案 ○ 通常学級の担任と連携した児童生徒への支援 ○ 合理的配慮の提供に関する合意形成に向けた建設的対話の状況の校内委員会等への報告・共有 ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用・管理への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針の共有 ○ 特別支援教育に関する研修の計画・実施 ○ 合理的配慮の提供に関する合意形成に向けた学級担任等への指導・助言 ○ 医療機関や福祉機関等の外部専門家との連絡・調整 ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な保存・管理及び引継ぎ ○ 交流及び共同学習実施のための計画・関係機関等との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用・管理への協力 ○ 交流及び共同学習実施の際の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員への研修 ○ 児童生徒の特性を就業体験先に助言、就業体験先の児童生徒の様子を教員に伝達し円滑な就労支援を実施 ○ 関係機関の紹介 ○ 専門的な知見に基づく教員への助言 ○ 生徒の就労に向けた個別支援プログラムを作成するとともに、教員と連携し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の専門性を高める研修の実施 ○ 専門的な知見に基づく教員への助言 ○ 自立活動等障害のある児童生徒の特性に応じた専門的な指導方法について、教員と連携し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成・活用 ○ 自立活動等における教材、教具の工夫、指導方法の助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の専門性を高める研修の実施 ○ 教員への医療的ケアの指導・助言 ○ 専門的な知見に基づく教員への助言 ○ 個別の教育支援計画の作成・活用への協力 ○ 交流及び共同学習実施の際の支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育支援に係る教員・日本語指導ができる
支援員・母語が分かる支援員の主な役割

	教員		児童生徒の母語が分かる支援員 日本語指導ができる支援員
	学級担任	日本語指導担当教員	
法的根拠	○ 教諭は、児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第11項)	○ 教諭は、児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第11項) ○ 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、(略)特別の教育課程によることができる。(学校教育法施行規則第56条の2)※中学校に準用	
主な専門性	○ 教科指導、特別活動及び教育相談を通じた児童生徒の理解、健全な成長の促進、自己指導能力の育成	○ 教科指導、特別活動及び教育相談を通じた児童生徒の理解、健全な成長の促進、自己指導能力の育成 ○ 日本語指導に係る総合的・多面的指導・支援	○ 日本語の学習に係る指導・支援 ○ 母語による適応指導・日本語指導 ○ 保護者や関係機関等とのネットワークの構築
日本語指導	【児童生徒に対する活動】		
	(担任する学級の児童生徒) (指導・支援)	(日本語指導が必要な児童生徒) (指導・支援)	(日本語指導が必要な児童生徒) (指導・支援)
	○ 異文化理解や多文化共生等の視点に立った受容的な学級づくり ○ 日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かな指導体制づくり ○ 保護者への連絡	○ 日本語指導(取り出し指導、入り込み指導(※)等) ○ 生活面の適応指導 ○ 日本語指導が必要な児童生徒の保護者への連絡 (※「入り込み指導」とは、在籍学級における学級担任による授業に、日本語指導担当教員が入り、対象児童生徒を指導するものです。)	○ 教員と連携した在籍学級における指導や取り出し指導の補助 ○ 生活面の適応指導の補助 ○ 放課後等の補習や家庭学習に係る支援
【他の教職員に対する活動】			
	○ 児童生徒の情報共有、相談、連携 ○ 他の教職員と連携した指導、支援	○ 校内の日本語指導担当者として学級担任等との連携 ○ 他校との連携や校外の関係機関等との関係づくり	○ 保護者や関係機関等との連携に係る支援